

令和7年度「取引条件改善状況調査」のお願い

1. 調査の趣旨

- (1) 本調査は、中小企業庁より委託を受けて、有限責任監査法人トーマツが企画・実施するものです。
- (2) 本調査は、中小企業・小規模事業者の取引条件改善に向けて、貴社が『受注者』となる事業者間取引（いわゆる B to B 取引）における取引先（発注側企業）との取引状況や事業者間の取引実態を把握するものです。
- (3) 回答内容については、個社名を特定して公表することではなく、回答内容をもって貴社に対し行政指導や行政処分を行うことはありません。
- (4) 価格転嫁・取引の適正化に向けて、下請法の改正法が令和8年1月1日に施行されます。
本調査においても、適正取引に向けた取組を促していくために、集計した回答を、取引適正化の実態把握のため活用させていただきたく、積極的にご回答いただきますよう、ご協力をよろしくお願ひいたします。

2. 調査の対象

- (1) 貴社は、取引によっては発注者となる場合もあるかとは思いますが、本調査の回答にあたっては、『受注者』の立場における代表的な取引についてご記入ください。
- (2) 貴社が『受注者』となる事業者間取引（いわゆる B to B 取引）に関して、取引の実態、取引条件の改善状況等についてお答えください。

3. 回答方法

以下の専用 WEB サイトからのオンライン回答をお願いいたします。

<https://tori2025.meti.go.jp/form/pub/chusho/chosa>



※ 御社の管理番号およびパスワードは（調査冒頭で入力いただきます）、郵送させていただいたハガキに記載がございます。
※「令和7年度取引条件改善状況調査」と検索し、中小企業庁の公式 Web サイト「令和7年度取引条件改善状況調査」を実施していますを開き、ページ中段の「インターネットによるご回答について」にもオンライン調査の URL を掲載しています。

4. お願い

- (1) 回答にあたっては、令和7年（2025年）10月1日（水）時点の内容でお願いいたします。
- (2) 設問中の【単一回答】は1つを選択ください（複数回答可能な設問は【複数回答可】としています）。
- (3) 回答が難しい設問は飛ばして、次の設問に進んでいただいて問題ありません。可能な範囲で回答いただければ幸いです。

5. 回答期限

令和7年（2025年）12月29日（月）

【調査主体】

経済産業省 中小企業庁（取引課）

【問い合わせ先】

中小企業庁 令和7年度「取引条件改善状況調査」事務局（有限責任監査法人トーマツ内）
SMEA_Research@tohmatsu.co.jp（原則、2営業日以内に回答いたします）
Tel：050-3091-8121（受付時間：土日祝を除く10時～18時）

I. 基礎情報

① 貴社自身の取引上の地位*に最も近いものをお答えください。【单一回答】

*【例】企業A（完成品メーカー）→企業B（1次請け）→貴社（2次請け）→企業C（3次請け）…「2次請け」を選択

1: 完成品メーカー	2: 1次請け	3: 2次請け	4: 3次請け	5: 4次以下の請け	6: 分からない、または、場合により変動する
------------	---------	---------	---------	------------	------------------------

② 貴社と年間の取引金額が最も大きい発注側企業との取引内容について、「委託」か「委託以外」か、いずれか1つを選択してください。【单一回答】

（例）発注側企業が規格の指定を行い、ねじやソフトウェアの製造を貴社に発注：「委託」
貴社が企画・製造した、ねじやソフトウェアなどの汎用品を販売：「委託以外」

1: 委託	2: 委託以外
-------	---------

③ 貴社の資本金をお答えください（貴社単独での資本金額）。【单一回答】

1: 1,000万円以下	2: 1,000万円超 5,000万円以下	3: 5,000万円超 1億円以下
4: 1億円超 3億円以下	5: 3億円超 10億円以下	6: 10億円超

④ 貴社の従業員数をお答えください（貴社単独での従業員数）。【单一回答】

1: 5人以下	2: 5人超 20人以下	3: 20人超 50人以下
4: 50人超 100人以下	5: 100人超 300人以下	6: 300人超

⑤ 貴社の業種をお答えください。【单一回答】

※複数ある場合は、売上げが最も多い業種を1つ選んでください。

1: 建設業（ハウスメーカー）	2: 建設業（ハウスメーカー以外）	3: 食品製造業
4: 繊維業	5: 建材・住宅設備業	6: パルプ・紙・紙加工品製造業
7: 印刷業	8: 製薬産業	9: 化学産業（製薬産業以外）
10: 鉄鋼業	11: 非鉄金属製造業	12: 金属製品製造業
13: 機械製造業	14: 医療機器、介護・福祉用具製造業	15: 電機・情報通信機器製造業
16: 自動車・自動車部品製造業	17: 造船業	18: 航空宇宙工業
19: その他の製造業	20: 電気・ガス・熱供給・水道業	21: 通信業
22: 放送コンテンツ業	23: 映像・音声・文字情報制作業	24: 情報サービス・ソフトウェア業
25: トラック運送業	26: 運輸業、郵便業（トラック運送業以外）	27: 卸売業
28: 小売業	29: 物品賃貸業	30: 不動産管理業

31: 専門・技術サービス業	32: 広告業	33: 宿泊業
34: 飲食サービス業	35: 生活関連サービス業	36: 自動車整備業
37: 警備業	38: その他のサービス業	39: その他（上記以外）

⑥ 貴社は、取引適正化に関する以下の法令や取り組み等について御存知ですか。【複数回答可】

1: 下請代金支払遅延等防止法 (下請法) ※令和8年1月より「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(取直法)」に改名	2: 下請中小企業振興法 (振興基準) ※令和8年1月より「受託中小企業振興法」に改名	3: 業界毎の下請ガイドライン
4: 業界団体の自主行動計画	5: 価格交渉促進月間（3月・9月）	6: パートナーシップ構築宣言
7: 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（労務費指針）	8: 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）	9: 中小企業者に関する国等の契約の基本方針

II. 発注側企業の情報

設問1. 繼続して取引をしている発注側企業のうち、年間の取引金額が最も大きい発注側企業の業種を回答ください。

【单一回答】

1: 建設業（ハウスメーカー）	2: 建設業（ハウスメーカー以外）	3: 食品製造業
4: 繊維業	5: 建材・住宅設備業	6: パルプ・紙・紙加工品製造業
7: 印刷業	8: 製薬産業	9: 化学産業（製薬産業以外）
10: 鉄鋼業	11: 非鉄金属製造業	12: 金属製品製造業
13: 機械製造業	14: 医療機器、介護・福祉用具製造業	15: 電機・情報通信機器製造業
16: 自動車・自動車部品製造業	17: 造船業	18: 航空宇宙工業
19: その他の製造業	20: 電気・ガス・熱供給・水道業	21: 通信業
22: 放送コンテンツ業	23: 映像・音声・文字情報制作業	24: 情報サービス・ソフトウェア業
25: トラック運送業	26: 運輸業、郵便業（トラック運送業以外）	27: 卸売業
28: 小売業	29: 物品賃貸業	30: 不動産管理業
31: 専門・技術サービス業	32: 広告業	33: 宿泊業
34: 飲食サービス業	35: 生活関連サービス業	36: 自動車整備業
37: 警備業	38: その他のサービス業	39: 官公庁
40: その他（上記以外）		

設問2. 年間の取引金額が最も大きい発注側企業の資本金額をお答えください。 **【单一回答】**

1: 1,000万円以下	2: 1,000万円超 5,000万円以下	3: 5,000万円超 1億円以下
4: 1億円超 3億円以下	5: 3億円超 10億円以下	6: 10億円超

設問3. 年間の取引金額が最も大きい発注側企業の従業員数をお答えください。 **【单一回答】**

1: 5人以下	2: 5人超 20人以下	3: 20人超 50人以下
4: 50人超 100人以下	5: 100人超 300人以下	6: 300人超

設問4. 年間の取引金額が最も大きい発注側企業への依存度（取引シェア）※を回答ください。 **【单一回答】**

※依存度（取引シェア）＝最も多く取引している発注側企業への販売額 ÷ 総売上高

1: 10%以下	2: 10%超～30%	3: 30%超～50%	4: 50%超～70%	5: 70%超～
----------	-------------	-------------	-------------	----------

設問5. 貴社が常時取引している発注側企業の数をお答えください。【数値回答】

貴社と常時取引（BtoB）をしている発注側企業数

全社

III. 價格決定方法

貴社の取引について、年間の取引金額が最も大きい発注側企業との関係を念頭にお答えください。

設問6. 2025年度に適用する単価の決定・改定にあたり、発注側企業は協議に応じてくれましたか。各コストの変動についてお答えください。【各項目単一回答】

① コスト全般の変動について					
1: 発注側企業から申し出があり協議を行った	2: 発注側企業から申し出があったが協議を行わなかった	3: 自社から申し出を行い協議に応じてくれた	4: 自社から申し出を行ったが協議に応じてくれなかった	5: 協議を行う必要がなかった	6: 協議を申し入れることができなかった
② 労務費の変動（最低賃金の引上げ、人手不足への対処による労務費の上昇）について					
1: 発注側企業から申し出があり協議を行った	2: 発注側企業から申し出があったが協議を行わなかった	3: 自社から申し出を行い協議に応じてくれた	4: 自社から申し出を行ったが協議に応じてくれなかった	5: 協議を行う必要がなかった	6: 協議を申し入れることができなかった
③ 原材料価格の変動について					
1: 発注側企業から申し出があり協議を行った	2: 発注側企業から申し出があったが協議を行わなかった	3: 自社から申し出を行い協議に応じてくれた	4: 自社から申し出を行ったが協議に応じてくれなかった	5: 協議を行う必要がなかった	6: 協議を申し入れることができなかった
④ エネルギー価格の変動について					
1: 発注側企業から申し出があり協議を行った	2: 発注側企業から申し出があったが協議を行わなかった	3: 自社から申し出を行い協議に応じてくれた	4: 自社から申し出を行ったが協議に応じてくれなかった	5: 協議を行う必要がなかった	6: 協議を申し入れることができなかった

①～④のうち、ひとつでも

「3: 自社から申し出を行い協議に応じてくれた」と回答した方 → 設問7へ

「4: 自社から申し出を行ったが協議に応じてくれなかった」と回答した方 → 設問8へ

上記以外の方 → 設問10へ

設問7. 設問6で「3: 自社から申し出を行い協議に応じてくれた」とひとつでも回答した方にお伺いします。

発注側企業が協議に応じてくれた理由は何だと思いますか。【複数回答可】

1: ニュース等の報道等から受注側企業との協議に取り組む必要を感じたため
2: 行政・業界団体等からの要請があったため
3: 同業他社が受注側企業と協議を実施しているため
4: 発注側企業の業績が上がり協議に応じる余裕が生まれたため
5: 発注側企業の経営層から対応するよう指示があったため
6: 発注側企業の上位の取引先も協議に応じてくれたため
7: これまで定期的に協議に応じていたため
8: 中長期的な競争力強化・サプライチェーンの強化を意識しているため
9: 貴社から強い要望（何度も要望）があったため
10: 貴社からの価格交渉促進月間等の政府の動きを活用した申入れに効果があったため
11: その他 ()

設問8. 設問6で「4: 自社から申し出を行ったが協議に応じてくれなかった」とひとつでも回答した方にお伺いします。

発注側企業が価格交渉に関する協議に応じていない状況（概況）についてお答えください。【单一回答】

- | |
|--|
| 1: 自社からの申し出に対し、明示的に断りの連絡があった。 |
| 2: 自社からの申し出に対し、協議の実施への返答がない。 |
| 3: 自社からの申し出に応じる旨の返答があったが、協議の実施や回答が先延ばしとなっており、実質的に協議に応じてくれていない。 |
| 4: 自社からの申し出に対し、合理的な範囲を超えた詳細な情報の提示が要請され、情報の提示をしないと協議に応じてくれない。 |
| 5: 自社からの申し出に対応はしてくれたが、十分な説明や根拠資料がないまま、一方的に代金が決定し、協議が不十分と感じている。 |
| 6: その他 () |

設問9. 設問6で「4: 自社から申し出を行ったが協議に応じてくれなかった」とひとつでも回答した方にお伺いします。

発注側企業が設問8で回答した対応をとった理由は何だと思いますか。【複数回答可】

- | |
|--|
| 1: 発注側企業の業績が悪化しているため |
| 2: 発注側企業の取引先も価格転嫁に応じてくれないため（最終製品の価格転嫁が進まないため） |
| 3: 発注側企業が想定している予算内での対応が難しいため |
| 4: 発注側企業が交渉の必要性を感じていないため |
| 5: 発注側企業との間では協議を要しない仕組みが導入されているため（相見積もり対応・フォーミュラ等） |
| 6: 発注側企業の社内体制上、交渉へ対応する人的な余力がなかったため |
| 7: 今後、取引中止や仕入先変更を検討されているため |
| 8: 発注側企業の経営層から対応するよう指示がないため |
| 9: 定期的な協議は行っていないため（サイクルが長いため） |
| 10: その他 () |

設問10. 2025年度に適用する単価の決定・改定にあたり、各変動コストの反映状況をお答えください。

【各項目单一回答】

① コスト全般の変動の価格反映状況					
1: 全て反映された (100%)	2: 概ね反映された (99~81%)	3: 一部反映された (80~41%)	4: あまり反映されなかつた (40~1%)	5: 反映されなかつた (0%)	6: 減額された (マイナス)
② 労務費の変動（最低賃金の引上げ、人手不足への対処等、外的要因による労務費の上昇）の価格反映状況					
1: 全て反映された (100%)	2: 概ね反映された (99~81%)	3: 一部反映された (80~41%)	4: あまり反映されなかつた (40~1%)	5: 反映されなかつた (0%)	6: 減額された (マイナス)
③ 原材料価格の変動の価格反映状況					
1: 全て反映された (100%)	2: 概ね反映された (99~81%)	3: 一部反映された (80~41%)	4: あまり反映されなかつた (40~1%)	5: 反映されなかつた (0%)	6: 減額された (マイナス)
④ エネルギー価格の変動の価格反映状況					
1: 全て反映された (100%)	2: 概ね反映された (99~81%)	3: 一部反映された (80~41%)	4: あまり反映されなかつた (40~1%)	5: 反映されなかつた (0%)	6: 減額された (マイナス)

①～④のうち、ひとつでも

「1: 全て反映された(100%)」「2: 概ね反映された(99~81%)」または「3: 一部反映された(80~41%)」と回答した方→設問11へ
「4: あまり反映されなかつた(40~1%)」「5: 反映されなかつた(0%)」または「6: 減額された(マイナス)」と回答した方→設問12へ

設問11. 設問10で「1: 全て反映された（100%）」「2: 概ね反映された（99～81%）」または「3: 一部反映された（80～41%）」とひとつでも回答した方にお伺いします。

変動コストを2025年度の単価に反映できた理由は何だと思いますか。【複数回答可】

- | |
|--|
| 1: 発注側企業がニュース等の報道等から価格転嫁に取り組む必要性を感じたため |
| 2: 発注側企業に行政・業界団体等からの要請があったため |
| 3: 発注側企業の同業他社が価格転嫁に応じているため |
| 4: 発注側企業の業績が上がり価格転嫁に応じる余裕が生まれたため |
| 5: 発注側企業の経営層から対応するよう指示があったため |
| 6: 発注側企業の取引先も価格転嫁に応じてくれたため（最終製品の価格転嫁が進んだため） |
| 7: これまでも価格転嫁に応じていたため |
| 8: 中長期的な競争力強化・サプライチェーンの強化を意識しているため |
| 9: 一定の基準で対応した結果であるため（相見積もり、フォーミュラ、標準単価等） |
| 10: 定量的なエビデンスに基づく交渉であったため（原価計算・価格変動状況・公表情報等） |
| 11: 価格改定に応じなければ取引量の減少や撤退する旨の意思表示をしたため |
| 12: 価格交渉促進月間等の政府の動きを活用した申入れを行ったため |
| 13: その他（ ） |

設問12. 設問10で「4: あまり反映されなかった（40～1%）」「5: 反映されなかった（0%）」または「6: 減額された（マイナス）」とひとつでも回答した方にお伺いします。

変動コストを2025年度の単価に反映できなかった理由は何だと思いますか。【複数回答可】

- | |
|--|
| 1: 発注側企業の業績が悪化しているため |
| 2: 発注側企業の取引先も価格転嫁に応じてくれないため（最終製品の価格転嫁が進まないため） |
| 3: 発注側企業が想定している予算内での対応が難しいため |
| 4: 貴社からの値上げが必要な理由に納得ができなかったため |
| 5: 一定の基準で対応した結果であるため（相見積もり、フォーミュラ、標準単価等） |
| 6: 原材料・エネルギー等のコストが減少しているため |
| 7: 貴社が定量的なエビデンスを用意していなかったため（原価計算・価格変動状況・公表情報等） |
| 8: 一時金で対応されているため |
| 9: 貴社と同業の他社が多いため |
| 10: 今後、取引中止や仕入先変更を検討しているため |
| 11: これまでも価格転嫁に応じていなかったため |
| 12: その他（ ） |

設問13. 発注側企業に納める主な製品・サービスの原価・コストを以下の4つの費目に分けた場合（①労務費、②原材料価格、③エネルギー価格、④他の費用）、どの費目がコスト全体のうち最も多くの割合を占めていますか。【単一回答】

- | | | | |
|--------|----------|------------|---------|
| 1: 労務費 | 2: 原材料価格 | 3: エネルギー価格 | 4: 他の費用 |
|--------|----------|------------|---------|

IV. 減額（歩引きやリベート等）

年間の取引金額が最も大きい発注側企業との関係を念頭にお答えください。

設問14. 直近1年間で、発注側企業から、歩引きやリベート等により、発注時に定めた代金から差し引かれた若しくは支払代金の割り戻しをされた（以下、「減額された」という）ことはありますか。 【单一回答】

1: 減額されたことがある→設問15へ

2: 減額されたことはない→設問17へ

設問15. 設問14で「1: 減額されたことがある」と回答した方にお伺いします。

歩引きやリベート等の減額を受け入れた理由についてあてはまるものをお答えください。【複数回答可】

- | |
|---|
| 1: 転注等の発注側企業との関係悪化を考えて協議できなかったため |
| 2: 発注側企業の慣行として従前から行われているため |
| 3: 業界全体で同様の状況が見られ、特に問題視していないため |
| 4: 歩引きやリベートを受けることで、自社の販売促進に繋がるなど一定程度のメリットを感じたため |
| 5: その他 () |

設問16. 設問14で「1: 減額されたことがある」を回答した方にお伺いします。

取引1件あたりの平均的な減額割合、年間の減額要請の頻度及び減額金額（総計）についてお答えください。

【数値回答】

・平均的な減額割合 %

・年間の減額要請の頻度 回

・年間の減額金額 円

V. 支払い条件

年間の取引金額が最も大きい発注側企業との関係を念頭にお答えください。

■支払い手段に関する質問

設問17. 直近1年間で、取引代金の現金払い（製品等の受領日から60日以内の現金払）の割合はどれくらいですか。 【单一回答】

- | | | |
|---------------------------|-----------------------|------------------------------|
| 1: 全て現金払い（100%）
→設問22へ | 2: 現金は50%以上
→設問18へ | 3: 現金は30~50%未満
→設問18へ |
| 4: 現金は10~30%未満
→設問18へ | 5: 現金は10%未満
→設問18へ | 6: 全て手形等の支払い（現金0%）
→設問18へ |

設問18. 設問17で「1: 全て現金払い」「以外」を回答した方にお伺いします。

現金以外の支払い手段のうち最も多いものをお答えください。【单一回答】

- | | | | | |
|---------|---------|------------------------|---------------------------------------|---------------|
| 1: 約束手形 | 2: 電子債権 | 3: 一括決済方式（フ
アクタリング） | 4: 期日現金（製品等
の受領日から60日
を超える現金払い） | 5: その他
() |
|---------|---------|------------------------|---------------------------------------|---------------|

設問19. 設問18で「1: 約束手形」「2: 電子債権」または「3: 一括決済方式（ファクタリング）」と回答した方にお伺いします。

取引代金を手形等（約束手形・電子債権・一括決済方式（ファクタリング）のいずれか）で受け取っている場合*、手形等のサイトはどれくらいですか。【单一回答】

*受注金額により支払条件が異なる場合、手形等の支払割合が多い取引を想定してお答えください。

1: 30日(1ヶ月)以内	2: 60日(2ヶ月)以内	3: 60日(2ヶ月)超
---------------	---------------	--------------

設問20. 設問17で「1: 全て現金払い」「以外」を回答した方にお伺いします。

直近1年間で、取引代金の受け取り方法を手形等から現金払い（製品等の受領日から60日以内の現金払）へ変更するための協議を行いましたか。【单一回答】

1: 発注側企業から申し出があり協議を行った	2: 発注側企業から申し出があったが協議を行わなかった	3: 自社から申し出を行い協議に応じてくれた	4: 自社から申し出を行ったが協議に応じてくれなかつた	5: 協議を行う必要がなかった	6: 協議を申し入れことができなかつた
------------------------	-----------------------------	------------------------	-----------------------------	-----------------	---------------------

設問21. 設問17で「1: 全て現金払い」「以外」を回答した方にお伺いします。

電子記録債権やファクタリング等の手数料がかかる支払手段を使用している場合、割引料や振込手数料について誰が負担していますか。【单一回答】

1: 割引料も振込手数料も発注側企業	2: 割引料は発注側企業、振込手数料は自社	3: 割引料は自社、振込手数料は発注側企業
4: 割引料も振込手数料も自社	5: その他 ()	

■約束手形に関する質問

設問22. 貴社は2026年1月1日以降に、改正下請法の対象取引において、支払手段として約束手形の利用が認められない事を御存知ですか。【单一回答】

*2026年1月1日付で施行される下請法の改正法において、対象取引において手形払を禁止し、また、その他の支払手段（電子債権やファクタリング等）についても、支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものは禁止されます。

1: 知っている	2: 知らなかつた
----------	-----------

設問23. 2026年1月1日以降に受注する取引の代金の受け取りについて、最も多いと考えられる支払方法をお答えください。【单一回答】

1: 現金（製品等の受領日から60日以内の現金払）	2: 電子債権	3: 一括決済方式（ファクタリング）	4: その他 ()	5: 分からない
---------------------------	---------	--------------------	------------	----------

設問24. 設問23で「1: 現金（製品等の受領日から60日以内の現金払）」「以外」を回答した方にお伺いします。

取引代金を電子債権や一括決済方式（ファクタリング）で受け取る場合*、支払いサイトはどれくらいと考えられますか。【单一回答】

*受注金額により支払条件が異なる場合、電子債権や一括決済方式（ファクタリング）の支払割合が多い取引を想定してお答えください。

1: 30日(1ヶ月)以内	2: 60日(2ヶ月)以内	3: その他 ()
---------------	---------------	------------

■"貴社の"支払手段に関する質問

設問25. 貴社からの支払いで最も多い手段をお答えください。【单一回答】

1: 現金（製品等の受領日から 60 日以内の現金払）	2: 期日現金（製品等の受領日から 60 日を超える現金払い）	3: 約束手形
4: 電子債権	5: 一括決済方式（ファクタリング）	6: その他（ ）

VI. 発注書面の交付

年間の取引金額が最も大きい発注側企業との関係を念頭にお答えください。

設問26. 直近 1 年間で、発注側企業から、発注書面は交付されましたか。【单一回答】

1: 交付されなかった	2: 交付された
-------------	----------

設問27. 設問 26 で「2：交付された」と回答した方にお伺いします。

発注書面が交付されたタイミングについて、あてはまるものを選択してください。【单一回答】

1: 発注後、直ちに交付された	2: 発注後、一定期間経過後～納品までの間に交付された	3: 納品後、又は支払代金の受領時の段階で交付された
-----------------	-----------------------------	----------------------------

設問28. 設問 26 で「2：交付された」と回答した方にお伺いします。

発注書面の交付内容について、記載がなかったものを選択してください。【複数回答】

1: 給付の内容	2: 支払代金の額	3: 納期
4: 支払期日	5: あてはまるものはない	

VII. 知的財産等への対応

設問29. 貴社の保有する知的財産等*を保護するための対応を行っていますか。【单一回答】

*知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等（ノウハウ、金型・設計図・図面等）

1: 実施中	2: 実施予定	3: 未実施	4: 知的財産権等を有しているか分からない
--------	---------	--------	-----------------------

設問30. 貴社には知的財産等を管理するための体制はありますか。【複数回答可】

1: 専門部署を設置している	2: 専任の担当者を設置している	3: 兼任の担当者を設置している
4: 体制はない	5: その他（ ）	

設問31. 貴社の知的財産等を保護するために、具体的にどのような対策をしていますか。【複数回答可】

1: 特許等の出願・登録	2: ノウハウの営業秘密としての管理	3: 取引先企業から手交された契約書案の内容確認
4: 公平な契約を結ぶための交渉	5: 特に対策はしていない	6: その他（ ）

設問32. 直近1年間で知的財産等を含んだ取引において、取引先企業から受けた事のある行為についてあてはまるものを項目毎に選んでください。

① 秘密情報の取り扱い (NDA の締結等) 【複数回答可】

- 1: 秘密保持契約の締結に応じてくれない
- 2: 自社に不利な秘密保持契約の締結を強制される、又は、修正協議に応じてくれない。
- 3: 秘密保持契約を締結することなく、自社が秘密にしておきたい情報やノウハウが流出した。
- 4: その他 ()
- 5: 特に無し

上記設問で1～4を選択した方は具体的な行為について記載をお願いします。【自由回答】

② ノウハウ・技術情報の開示・漏洩 【複数回答可】

- 1: 契約に含まれていない図面やデータ等のノウハウの提供を強要された。
- 2: 第三者に製造方法等の技術指導を無償で実施するよう強要された。
- 3: 工場監査・品質保証の際に必要な範囲を超えて秘密にしたい情報の開示を強要された。
- 4: その他 ()
- 5: 特に無し

上記設問で1～4を選択した方は具体的な行為について記載をお願いします。【自由回答】

③ 知的財産権等の権利帰属 【複数回答可】

- 1: 共同研究開発によって得られた成果の帰属について、技術やアイデアの貢献度が考慮されなかった。
- 2: 自社が単独で開発した発明を共同での出願に変更された。
- 3: その他 ()
- 4: 特に無し

上記設問で1～3を選択した方は具体的な行為について記載をお願いします。【自由回答】

④ 権利等の譲渡・対価 【複数回答可】

- 1: 自社の技術情報やソースコード等のノウハウを無償又は著しく安価な金額で提供させられた。
- 2: 取引の過程で生じた特許権や著作権等の知的財産権を無償又は著しく安い金額で譲渡された。
- 3: その他 ()
- 4: 特に無し

上記設問で1～3を選択した方は具体的な行為について記載をお願いします。【自由回答】

⑤ 知財訴訟等のリスク転嫁【複数回答可】

- 1: 発注者の指示に基づく業務について、第三者の知的財産権を侵害していた場合の責任や負担を例外無く転嫁される契約内容になっている。
- 2: 発注者の指示に基づく業務について、実際に第三者知的財産権の侵害責任を転嫁されて、賠償金を負担した。
- 3: その他 ()
- 4: 特に無し

上記設問で1～3を選択した方は具体的な行為について記載をお願いします。【自由回答】

設問33. 「VI. 知的財産等への対応」の設問32でお答えいただいた発注側企業について、ご記載ください。

社名	法人番号				
主な取引の内容【单一回答】					
1: 製造委託	2: 修理委託	3: 情報成果物作成委託	4: 役務提供委託	5: 建設工事委託	6: 派遣委託
7: その他					
設問でお答えいただいた発注側企業の該当性【複数選択可】					
1. 「①秘密情報の取り扱い（NDAの締結等）」でお答えいただいた発注側企業 2. 「②ノウハウ・技術情報の開示・漏洩」でお答えいただいた発注側企業 3. 「③知的財産権等の権利帰属」でお答えいただいた発注側企業 4. 「④権利等の譲渡・対価」でお答えいただいた発注側企業 5. 「⑤知財訴訟等のリスク転嫁」でお答えいただいた発注側企業					

VII. 働き方改革への対応

年間の取引金額が最も大きい発注側企業との関係を念頭にお答えください。

設問34. 直近1年間で、発注側企業が当該社内に向け実施した働き方改革に関する対応*の結果、貴社が受けた影響についてあてはまるものを選んでください。【複数回答可】

*時間外労働の上限規制に関する対応、年次有給休暇の時季指定に関する対応、同一労働同一賃金に関する対応

1: 特に影響はない	2: 急な仕様変更への対応の増加
3: 短納期での発注の増加	4: 檢収の遅れ
5: 支払決済処理のズレによる入金の遅れ	6: 従業員派遣を要請
7: 発注業務の拡大・営業時間の延長	8: 祝休日出勤の増加
9: その他 ()	

設問35. 直近1年間で、発注側企業が当該社内に向け実施した働き方改革に関する対応*の結果、貴社が短納期発注や急な仕様変更などを受けた場合、適正なコストを発注側企業が負担しましたか。【单一回答】

*時間外労働の上限規制に関する対応、年次有給休暇の時季指定に関する対応、同一労働同一賃金に関する対応

1: 全て発注側企業が負担してくれた (100%)	2: 多くを発注側企業が負担してくれた (99～81%)	3: 一部を発注側企業が負担してくれた (80～41%)	4: 発注側企業はあまり負担しなかった (40～1%)	5: 発注側企業は負担しなかった (0%)
---------------------------	------------------------------	------------------------------	-----------------------------	-----------------------

IX. 型取引の適正化

年間の取引金額が最も大きい発注側企業との関係を念頭にお答えください。(設問 42 の設問を除く)

設問36. 発注側企業との取引における型取引の状況（有無）についてお答えください。【複数回答可】

1: 金型がある →設問 37 へ	2: 木型がある →設問 37 へ	3: 樹脂型がある →設問 37 へ	4: 治具がある →設問 37 へ	5: 型取引はない →設問 43 へ
----------------------	----------------------	-----------------------	----------------------	-----------------------

設問37. 設問 36 で「5: 型取引はない」"以外"を回答した方にお伺いします。

直近 1 年間で、型管理における適正化や改善への取組は実施できましたか。【各項目単一回答】

① 書面等による取引条件の明確化				
1: 全て実施された(100%)	2: 概ね実施された(99~81%)	3: 一部実施された(80~41%)	4: あまり実施されなかった(40~1%)	5: 実施されなかった(0%)
② 型代金又は型製作費の早期の支払い				
1: 全て実施された(100%)	2: 概ね実施された(99~81%)	3: 一部実施された(80~41%)	4: あまり実施されなかった(40~1%)	5: 実施されなかった(0%)
③ 量産終了後の型の保管費用の支払い				
1: 全て実施された(100%)	2: 概ね実施された(99~81%)	3: 一部実施された(80~41%)	4: あまり実施されなかった(40~1%)	5: 実施されなかった(0%)
④ 不要な型の廃棄費用の支払い				
1: 全て実施された(100%)	2: 概ね実施された(99~81%)	3: 一部実施された(80~41%)	4: あまり実施されなかった(40~1%)	5: 実施されなかった(0%)

設問38. 設問 36 で「5: 型取引はない」"以外"を回答した方にお伺いします。

「型」の所有権は誰が有しているかをお答えください。最も多いところを一つ選択してください。

【單一回答】

1: 自社	2: 発注側企業	3: 不明	4: その他 ()
-------	----------	-------	------------

設問39. 設問 36 で「5: 型取引はない」"以外"を回答した方にお伺いします。

型の廃棄等の管理状況についてお答えください。【單一回答】

1: 型の管理（廃棄や棚卸し等）は発注側企業からの指示に従って行っている	2: 自社の判断で型の管理を行っている
3. 基本的に自社の判断で型を廃棄等の管理を行っているが、廃棄等行う際には発注側企業への了解を得る必要がある	4. その他 ()

設問40. 設問 37③量産終了後の型の保管費用の支払いで「1: 全て実施された」"以外"を回答した方にお伺いします。

型の保管費用の発注側企業から支払われないことを貴社が（やむを得ず）受け入れている理由としてあてはまるものをお答えください。【複数回答可】

1: 転注等の発注側企業との関係悪化を考えて協議できなかったため
2: 発注側企業の慣行として従前から支払われていないため
3: 業界全体で同様の状況が見られ、特に問題視していないため
4: 支払いに関する協議を申し入れたが、断られたため
5: その他 ()

設問41. 設問 37③量産終了後の型の保管費用の支払いで「1: 全て実施された」"以外"を回答した方にお伺いします。

量産終了後の型の保管期間について最も当てはまるものをお答えください。【单一回答】

1: 1 年未満	2: 1 年以上～3 年未満	3: 3 年以上 10 年未満	4: 10 年以上～15 年未満	5: 15 年以上
----------	----------------	-----------------	------------------	-----------

設問42. 設問 36 で「5: 型取引はない」"以外"を回答した方にお伺いします。

発注側企業に所有権がある量産終了後の型等について、貴社が保管費用を負担している場合、年間保管費用が最も大きい発注側企業に関する、1年あたりの保管費用（総計）及び、その休眠型の数量をお答えください。【数値回答】

円／年

個

X. その他

設問43. 中小企業庁では、「下請かけこみ寺（取引かけこみ寺）」※を設置しています。この下請かけこみ寺を御存知ですか。

【单一回答】

※「下請かけこみ寺」は、全国 48 か所に設置され、企業間取引に関する各種相談等に応じています（無料）。2026 年 1 月 1 日より「取引かけこみ寺」に名称変更します。

1: 知っている	2: 知らない
----------	---------

設問44. 中小企業庁では、「取引調査員（下請 G メン）」※を設置しています。この取引調査員を御存知ですか。

【单一回答】

※取引調査員は中小企業庁及び全国の地方経済産業局に配置し、中小受託事業者から取引の実態等のお話を伺いし、国や業界が定めるルールづくりに反映するなど、適正取引に向けた取組を強く促しています。2026 年 1 月 1 日より取引調査員の通称である「下請 G メン」を「取引 G メン」に変更します。

1: 知っている	2: 知らない
----------	---------

設問45. 貴社が取引している発注側企業のうち、代表的な3社を年間の取引金額が大きい順番に記載ください。

また、取引におけるお悩みがありましたら、記載してください。取引適正化に向けた貴重な情報として活用させていただきます。（発注側企業の法人番号は、国税庁法人番号公表サイト <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/> より参照ください）

1 番 目	社名	法人番号
	主な取引の内容【单一回答】	
	1: 製造委託 2: 修理委託 3: 情報成果物作成委託 4: 役務提供委託 5: 建設工事委託 6: 派遣委託 7: その他	
	取引におけるお悩み（項目）【複数選択可】	
1: 価格決定方法 2: 減額（歩引きやリベート等） 3: 支払い条件 4: 知的財産等への対応 5: 働き方改革への対応 6: 型取引の適正化 7: その他		
取引におけるお悩み（上記項目に係る内容）【自由回答】		
2 番 目	社名	法人番号
	主な取引の内容【单一回答】	
	1: 製造委託 2: 修理委託 3: 情報成果物作成委託 4: 役務提供委託 5: 建設工事委託 6: 派遣委託 7: その他	
	取引におけるお悩み（項目）【複数選択可】	
1: 価格決定方法 2: 減額（歩引きやリベート等） 3: 支払い条件 4: 知的財産等への対応 5: 働き方改革への対応 6: 型取引の適正化 7: その他		
取引におけるお悩み（上記項目に係る内容）【自由回答】		
3 番 目	社名	法人番号
	主な取引の内容【单一回答】	
	1: 製造委託 2: 修理委託 3: 情報成果物作成委託 4: 役務提供委託 5: 建設工事委託 6: 派遣委託 7: その他	
	取引におけるお悩み（項目）【複数選択可】	
1: 価格決定方法 2: 減額（歩引きやリベート等） 3: 支払い条件 4: 知的財産等への対応 5: 働き方改革への対応 6: 型取引の適正化 7: その他		
取引におけるお悩み（上記項目に係る内容）【自由回答】		

設問46. 貴社が受注している官公需の取引先（官公庁（国、自治体、独立行政法人、国公立大学法人等との直接・間接的な取引を含む）のうち、代表的な1者についてご記載ください。

また、取引におけるお悩みがありましたら、記載してください。

官公庁名	法人番号
主な取引の内容【單一回答】	一次請け・二次請け以降の別【單一回答】
1: 物件 2: 工事 3: 役務 4:その他	1. 一次請け 2. 二次請け以降
取引におけるお悩み（項目）【複数選択可】	
1: 入札制度・価格決定方法 2: 適正な納期・納入条件等 3: 知的財産権の取扱い 4: 調達手続きの簡素・合理化 5: 地域の事業者の活用 6: 働き方改革への対応 7: その他	
取引におけるお悩み（上記項目に係る内容）【自由回答】	

設問47. 上記、設問45及び46でお答えいただいた以外の取引全般におけるお悩みがございましたら、記載してください。【自由回答】

取引全般におけるお悩み

【ご回答者情報】

部署名		役職名	
氏名		電話	
メールアドレス			

※ご回答内容を踏まえ、取引調査員が、より詳細な情報などをお伺いするためにご連絡する場合がございます。

取引調査員は、受注元等の中小受託事業者の皆様からお伺いする内容等を踏まえ、国や業界が定めるルールづくりに反映するなど、適正取引に向けた取組を強く促しています。

なお、本調査結果を含め秘密保持を前提としてお話を伺うものです。

～アンケートは以上となります。ご協力ありがとうございました。～

買いたたきなどは下請法違反のおそれがあります！貴社の取引内容を一度確認しませんか？
公正な取引を目指しましょう！

取引内容の確認はこちら → <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2016/160610support1.pdf>

下請法が「取適法」に改正されます。（施行日：令和8年1月1日）改正の内容はこちら →

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2025/250516shitauke.html>

ご相談はこちら → <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kakekomi.html>